会津若松市政だより

発行所
福島県会津若松市栄町
会津若松市役所
編集兼発行人　小林藤作
定価　5.00
11月号

初冬の空にどよめく建設譜

完成いそぐ諸施設

陰に地元民の協力

木の葉も散りつくし、冬はもう磐梯山はおろか、つい先達て背あぶり山頂にみぞれが降りました。

雪の来る前の不安な日がつゞくなかに、どんどんと市の工事は進められてまいります。

市庁舎の増築をはじめ、市営住宅、道路の舗装、背あぶり山自然公園の整備と、地元民の協力を得て完成した或は進捗しているこれらの工事を市民のみなさんに御紹介しましょう。

（工務課）

たくましく響くつち音

市庁舎七割が完成

市庁舎の増築につきましては去る九月の市議会において議決されましたが、目下もとの北会津財務事務所あとに建築中で、現在七十パーセントほど工事が進んでおります。

そもそも地方自治制度の改正とこれに伴う機構の整備によって、市の庁舎は狭隘をきわめ、水道課や選挙管理委員会事務局や、教育委員会事務局などは分離しなければならない状態にあったわけです。

来年三月一杯にこの工事は竣工する予定ですが、この建物が完成すれば、六百十五坪の鉄筋コンクリート三階建のスマートな近代的な庁舎が市民のみなさまにお目見えするわけです。

日夜晴雨を問わず初冬の空を動くクレーンや、工員がふるうハンマーの音の中から、一歩一歩築かれて行く大会津若松市の建設譜が聞えて来るような心が致します。

背あぶり山自然公園の整備

昨年十月建設省から七十三ヘクタール（約七十三町歩）の地域の公園指定の認可を得ておりますが、この整備にあたっては失業對策事業の一環として、今年度中に行われましたものは遊歩道路二百三十余米、ベンチ、公衆便所、あづまや、兒童用器具などの施設も完備し、そのほか「さくら」「つゝじ」など百二十本を植樹、総額百万円の工事を完了し、市民のみなさまや観光客の憩いの場として、大いに利用されています。

來月入居出來る予定

市営住宅完成急ぐ

肌寒い木枯が吹きつのる季節を迎えて市では先頃抽籤致しました市営住宅の建築を急いで来ましたが、この程今月中に完成する見通しがつき、恐らく例年より四、五カ月早く今月下旬には入居出来ることになるだろうと予測されます。

場所は御存じの様に片柳町で、比較的閑散な下町方面の発展策と住宅街として辺在しない団地とが選ばれますのです。敷地の選定については通風、採光、防火など住宅地としての生活環境が十分に考慮されてありたわけです。

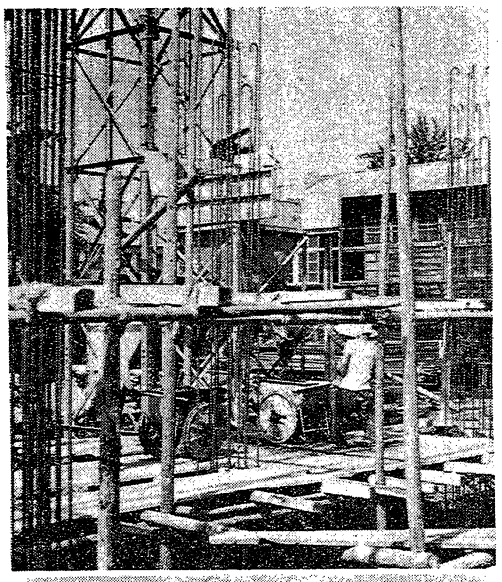

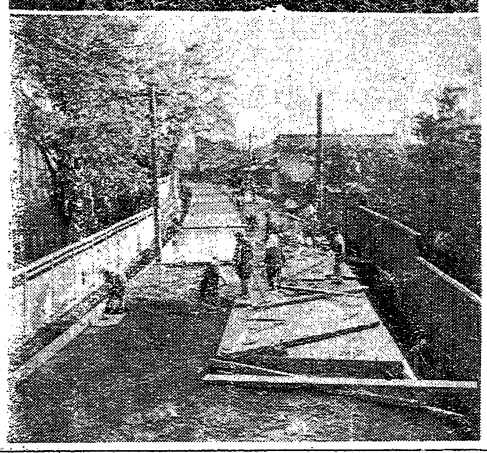

（写真説明）上から市庁舎の増築　完成近い市営住宅　後の分の舗装風景

観光都市の面目を保つ

舗装道路つぎつぎ完成

旧市内の市道延長は六、二三〇米のうち、舗装されたのは約六、一〇〇米でありましたが、今年に入って市道舗装工事の状況は下の通りです。

このうち、一之丁石山線は都市計画事業による重要幹線、街路整備舗装工事として施行したものであり、甲賀町、木戸、千軒道、二之町、道場小路、後之分線等については、失業對策事業として失業労働者を動員して施行し一石二鳥の経済効果を上げ、その他については市単独施行による工事を執行し、県内はもちろん、東北六県における各市に比べて断然異彩を放っており、観光都市の面目躍如たるものがあります。

路線名	延長(m)	市(m)	工事費(千円)
栄町本一ノ丁線	230	6.8	1.420
甲賀町線	401	5.0	2.005
木戸千軒道線	119.8	6.0	804
二之町線	279.7	7.0	1.960
四之町線	274.5	5.0	1.237
道場小路後之分線	305	6.0	2.530
栄町梅屋敷徒之町線	364	6.0	1.677
一之丁石山線（工事中）	591	7.0	4.500
西若松駅東線（工事中）	196.4	6.0	1.080
計	2.760.5		17.213

市文化功労者に関谷氏

団体は会津美術作家協会

市教育委員会は毎年意義ある文化の日を卜して、当市の教育並びに文化の振興発展に貢献された個人と団体の表彰を行ってまいりましたが、今年は関谷彦蔵氏と会津美術工芸作家協会が表彰されました。

関谷彦蔵氏＝五十年の長い間、会津の特産である漆工芸の技術の研修と後進の育成に熱情を傾け、数多くの優秀作品を発表し美術工芸を通じて市民生活文化の上に盡された功績を讃えられたものです。

会津美術工芸作家協会＝結成以来会員相互の攙まざる研鑽により美術工芸の技術の普及、向上に努め、広く市民生活文化の上に貢献された功績を讃えられたものです。

（なお、この外、子供会等の表彰は二面に掲載致しました）

人権擁護委員 武井正氏

福島地方法務局管内の人権擁護委員に門田町の武井正氏が就任せられました。

武井氏略歴
明治二十年三月十九日生
門田町大字中野
福島県主事
元門田村長

被保険者の資格再調査表の提出について

市民の皆さんに去る十一月一日現在で国民健康保険被保険者資格再調査票御提出方お願い致しましたところ、まだお出しにならない方がありますが、政府管掌健康保険、健康保険組合、日雇健康保険、共済組合等に加入されておられる方や全然加入されておられない方も至急御出し下さるようお願い申上げます。

なお用紙を紛失された方は、市役所又は各支所にお出で下さい。（保健衛生課）

第九回 人権週間

人権週間がまたやって参ります。

これは、いまから九年前パリーにおいて行われました国際連合の総会の席上で、すべての国民と国とが達成すべき共通の基準として世界人権宣言が布告されましたが、この日を記念して我が国では毎年十二月四日から一週間を人権週間と名づけ人権尊重についての数々の行事が催されてまいりました。

一口に申しまして憲法に規定されてあります基本的人権とは「国家社会において幸福な生活を営むのに必要な人間としての権利」といえましょう。

ですから、何も抽象的なものではなく、私たちの日常生活の中にもこれに関するいろいろの問題があるわけです。例へば子供たちを牛馬の様にこき使ったり、罵倒したり、また輕率に人のうわさ話をしたり、人の私生活を興味本位にあばいたり、暴力によってものごとを片づけようとしたり、売春を強要したり、迷信邪教の前に人命を「ぎせい」にしたりするようなことはみな人権侵害にほかなりません。

こうした問題は各人が人権に関する自覚があれば問題は容易に解決するのですが、実際問題として一人の力ではどうにもならない時がありますが、このような時の相談相手として人権擁護委員が居るのです。

わたくし達は自分が持っているこの人権を自覚すると共に、他人の権利をおかしたりすることのないようまたこんな問題に困った時には速かに人権擁護委員か、法務局の擁護係に相談し、社会からこれらの不都合を排除しなければなりません。

〝明るさはまず人権の自覚から〟

市民の声

〔問〕農地を宅地に変更する場合、申請をしてから許可が来るまで約半歳もかゝりますがもつと早く許可が降りないものでしょうか。

〔答〕御存じの様に農地を宅地に変更したり、又は売買するためにはすべて県知事の許可が必要ですが、市の農業委員会におきましては、受理しましたこれらの申請につきまして毎月十五日までの分を取りまとめてその月の農業委員会（二十五日開催）にかけられ、市の農業委員会の意見書を附して、県に進達するわけです。ですからこゝにおいて通過したものは、農地事務所を通して県に提出されるわけですが、県においては更に各市町村から集ったこの申請を翌月の県の農業会議に諮問するわけです。

農地の売買や地目変更について

こうしてこゝを通ってはじめて許可が降りるのですが、この間市の農業委員会においても県の農業会議においても、その申請内容によっては慎重に調査するため実地の視察をしたりしてその決定を来月に延ばすものもあり、その結果許可が降りるのに相当日数を要するものも出て来るわけです。

ですから申請が出されたから必ず許可になるとは限りませんし、まして申請を出したからと言ってすぐ工事に着手することは出来ないわけです。

許可が降りるまで最低二カ月は要することになりますから、あらかじめ御含みおき下さい。

なお詳しい事は農業委員の方や、農業委員会事務局（又は各支所の係員）にお問合せ下さい。

人口動態

（10月1日現在）

世帯数	19.194	(−	1)
現在人口	98.090	(+	28)
男	46.896	(+	15)
女	51.194	(+	13)

（10月中）

出生	156	死亡	97
轉入	281	轉出	312
婚姻	77	離婚	3

身しらず

○毎月発行しております市政だよりや廻覧板でお知らせしたり、調査したりする市のいろいろの事項の中には罰則が規定されているものもあります。しかしながら、市政本来の使命はあくまでも市民にサービスすることであります。罰則をふり上げて、市民に義務を強要することは自治体本来のあり方ではないと考えられます。

ですから、市政発展には市民自らの自覚が必要であり、市政だより上には必要以上の罰に関するものの掲載は避けたいと考えておりますのでこの点市民のみなさんの良識と自覚ある協力をお願いする次第です。

○法には罰がつきものです。ですから法によって仕事をする市政のいろいろな問題中、その趣旨に反した場合は、大なり小なり罰則が適用されることになります。

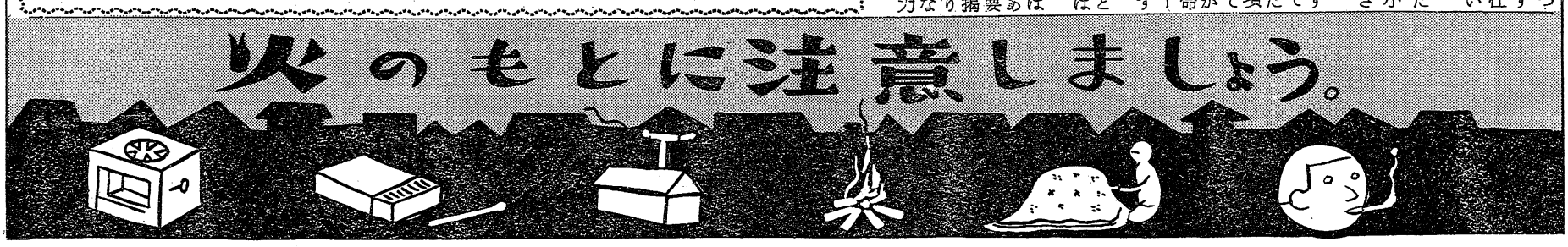

農業施策の基礎資料に

農業基本調査はじまる

十二月一日全県一齊に

農業基本調査は、毎年二月一日に行ってきましたが、今年は資料を早期に利用するために十二月一日を期して実施されることになりましたので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査員が参上しました際にはよろしく御協力下さるようお願い致します。

（総務課統計係）

統計

御承知の通りこの調査は、県や市における農業の実態を統計的に把握し、今後の県市町村における農業施策上の基礎資料を把握する大切な調査であります。特に今年は、この調査の結果が県政並びに市政の上に大きく反映させるために調査事項も大巾に改訂され、詳細に調査することになりました。

一、調査の範囲について

この調査に該当する農家及び農業事業とは次のようなところです。

○経営耕地面積一反歩以上を耕作するもの

○経営耕地面積一反歩以下又は経営耕地面積を有しないものでも、次のどれか一つにあてはまるものはこの調査の中に入ります。

(イ)温床を経営するもの（ビニールフレーム程度の簡易なものは入らない）

(ロ)乳用牛一頭以上を飼っているもの

(ハ)仔とり、種つけ、肥育の目的で役肉用牛、または馬を一頭以上飼っているもの。（役用の牛、馬を飼っているというだけでは農家とはしない。）

(ニ)豚を一頭以上飼っているもの。

(ホ)めん羊、山羊を三頭以上飼っているもの。（この場合両方合せて三頭のものも含む）

(ヘ)成鶏三十羽以上飼っているもの。

(ト)兎を三十羽以上飼っているもの。

(チ)蜜蜂を三群以上飼っているもの。

(リ)その他、昭和三十二年内に農産物販売収入二万円以上あったもの。

二、調査事項

○農家、準農家の別

○農家人口

(イ)常住世帯員（年齢三階級）及び雇用者

(ロ)自家農業経営の必要労働力

(ハ)専、兼業別

○家畜、家ぎん

○農用施設

○経営耕地面積

○山林等面積

○団地の状況

○水源の状況

○肥料の消費量

○農薬の消費量

○農業簿記

○農機具台数

○農作物の作付面積

三、調査の方法

農業調査員が各農家を訪問し、調査事項を聴きとり調査員が調査票に記入することになっています。

以上の通りですが、前回の調査からは、特に皆様が正確に且つ答申しやすいように調査票に各農家の名前を出さないことになりました。何卒この調査の趣旨を御理解下さいまして、御協力下さるようお願い致します。

狭いみちでも大丈夫

小型消防車お目見え

木枯が吹きまくり、野山に朝夕霜を見るようになりました。寒さにこゝまで追いつめられて来ますと、火の使用が多くなり、必然的に火災も増えてまいります。

この火災季に對応して、市ではこの度写眞の様な小型消防ポンプを購入、第九分団（高野地区）に配置致しました。

購入費百五十二万円、実馬力百五馬力、放水能力毎分七百三ガロンと云う、小型でスマートなこの消防車は、新市地区の道路の狭いところでも充分駆使出来ますし、万一の火災にはきっと目ざましい活躍をして呉れるでしょう。

（消防署）

国民金融公庫

先月の市政だよりに年末融資について国民金融公庫の記事を掲載しましたところ、その後これについての問合せが相当ありましたので、融資を受ける方法などについて多少説明申上げましょう。

◇　◇　◇

この公庫は政府の金融機関で、中小企業を営む人々にその事業資金を長期に低利で融通することを業務としております。ですから、俸給生活者等は当然その對象から除外されることになります。次に借りる方法ですが、公庫会津若松支所（七日町一七四番地）へお出で下されば申込用紙がありますので、所定の事項を記載していたゞけばよいわけです。

こうして申込んでいたゞけば、こちらから調査員が直接お伺いして営業の実態を調査申上げます。この際なるべくありのまゝの営業実態を充分理解させていたゞくことが大切で帳簿、不動産関係、銀行取引関係、納税関係などの実証物を見せていたゞくことになっております。

そしておよそ二週間程度で貸付が出来る様になっております。

この貸付の種類及び償還方法、又は利息などについてきましては、先月号の市政だよりで申上げました通りです。

国民金融公庫は、預金を取扱わず貸付業務だけを担当しておりますから始めての方も、誰でも平等な立場でお申込み出来ますし、長期の月賦ですから、有効にお使いになることも出来ると思います。

公庫は皆さんに気軽に親しまれて利用されるように努力しております。

最近は金融引締の影響もしだいにあらわれ、また年末も間近に迫っておりますので、皆さんの金融機関として公庫まで、何なりと御相談にお出掛下さい。

◇　◇　◇

なお、事務処理の都合がございますので、年末資金のお申込は十二月十五日頃迄に御提出下さいます様お願い致します。

中小企業者のための「融資機関」

中央会館利用はじまる

穴沢氏の厚意で

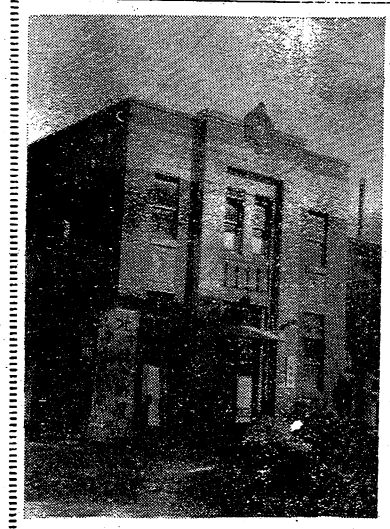

穴沢養一氏の厚意により大町四ツ角の元診療所あとを中央会館として、市の文化団体の利用に供されることになり、各団体が活ばつに利用しはじめました。

申込は公民館で取次ぎ致します。

十一月
二十二日～二十四日　矢部白峯写眞展
二十六日～二十九日　草土舎美術展
十二月
五日～八日　煙草写眞展
二十一日～二十三日　佐藤辰治、滝田項一連合展

戦歿者の遺族の方へ

住所移転のさいは御連絡下さい

去る十日、市の戦歿者追悼式が第二中学校体育館で行われましたが、住所不明で未交付となった案内状です。

第三青年学級

来年成人式に参加される人に

昭和三十三年一月十五日の成人式に参加する昭和十三年一月一日から十二月三十一日までに生れた男女青年を對象に第三青年学級が十二月六日から日本間で開設されます。

今年は会場難のために週二回乃至四回で、十四日間（別表）の予定です。

なお、昭和十三年生れの方で通知のない方は公民館へお申出下さい。

日程

十二月六日（金）開講式　関係

スライドによるオリエンテイション

七日（土）会津史

九日（月）〃

十日（火）市政を語る

十一日（水）青年心理

十三日（金）〃

十四日（土）国際情勢

十六日（月）〃

十七日（火）マスコミとベストセラー

二十日（金）私達の法律

二十一日（土）〃

二十三日（月）青年と医学

三十三年一月十一日（土）人工衛星について

十二日（月）若人の人間

文化の日に

かゞやく表彰と顯賞

十一月三日の文化の日に功労者並に団体表彰に引き続いて、市少年少女団体連絡協議会長から優良子供会八団体が表彰され、また市公民館長から子供会指導者の優秀な人々八氏に、感謝状及記念品が贈られ夫々大きな感激のうちに一層の精進を誓った。

子供会指導者顯彰者

渡部　壽学
四ノ町、五ノ町子供会
鈴木　秀雄
二ノ町子供会
佐野　要
鶴ケ丘千鳥子供会
豊田　信六
祝町大笠子供会
近藤初太郎
東山湯本子供会
太田　捷吉
博労町二丁目子供会

優良子供会表彰団体

西名子屋町子供会
磐見町わかば子供会
川原町二丁目子供会
滝沢町三丁目少年部
栄町上四丁目子供会
米代一丁目子供会
甲賀町二丁目子供会
門田御山子供会
斎藤　興輔
ボーイスカウト第三隊
町北町藤室子供会
功労者並に団体表彰
昭夫
川

子供会の表彰式

日本一周サイクル曲技

農業祭の行事の一環として、二十三日午後一時より鶴城小学校講堂においては自転車の曲技をして、日本一周を企てゝおられる、大木菊華氏一行によるサイクル曲技をみなさんに披露することになりました。

この時日本で初めてのサイクルによってフットボール試合もお目にかけることになっておりますから多数おいで下さい。入場は無料です。

戦歿者の遺族の方へ

住所移転のさいは御連絡下さい

去る十日、市の戦歿者追悼式が第二中学校体育館で行われましたが、住所不明が若干あり、係ではその宛先を探しあてるのに大わらわです。戦歿者の遺族の方で住所が変更になった場合は必ず福祉事務所へ御連絡下さい。

なお、住所移転等で案内状を受けなかった方及び案内状は受けたが、所用のため不在で参列できなかった方は、十一月末日まで福祉事務所へ御出で下さい。

（福祉事務所）

4円

おとし玉付年賀葉書

皆様の温い寄附金は世の中の恵まれない人々のための施設に配分され、有意義に使われています。

この十五日から売さばきを開始していますから、最寄りの郵便局か切手売さばき所で早目にお買い求め下さい。　会津若松郵便局

5円